

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

一般社団法人 全国医学部長病院長会議 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会議におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴会におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、管下の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立国際医療研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴センターにおかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、関係部署に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保を着実に実施していただくようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

独立行政法人国立病院機構 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書を取りまとめたところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、貴機構におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、貴機構の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配意をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

医政発0329第38号  
平成31年3月29日

独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書をとりましたところとす。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところとす。

つきましては、貴機構におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、貴機構の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実施を促していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙の病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てにも同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。